

富良野市墓地条例（案）

富良野市墓地使用条例（昭和44年条例第14号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の規定による埋葬又は焼骨の埋蔵を行うための施設として、本市に墓地を設置する。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- （1） 一般墓地 墳墓を設置するために区画された墓地の区域をいう。
- （2） 合同墓 複数の焼骨を合わせて埋蔵する施設をいう。
- （3） 親族 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。

（名称及び位置）

第3条 墓地の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

2 富良野墓地内に合同墓を設置する。

（墓地管理人）

第4条 墓地に管理人を置く。

（使用資格）

第5条 一般墓地の使用をすることができる者は、本市に住所を有する者とする。

2 合同墓を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 一般墓地を使用していない者であって次のいずれかに該当する者
 - ア 本市に住所を有する者又は住所を有していた者であって、その者の親族の焼骨を埋蔵しようとする者
 - イ 本市に住所又は本籍を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者
 - （2） 一般墓地を使用している者であって、当該一般墓地に埋蔵されている焼骨を合同墓に改葬の上、当該一般墓地を返還する者
- 3 前2項の規定にかかわらず、ただし、市長が特別の理由があると認めたと

きは、この限りでない。

(使用の申請)

第6条 一般墓地又は合同墓を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請して許可を受けなければならない。

(使用料)

第7条 一般墓地又は合同墓を使用しようとする者は、申請の際に別表2又は別表3に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、合同墓の使用料を免除することができる。

(使用の規制)

第8条 一般墓地の使用は、1世帯につき1区画とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 許可する区画の位置は、市長が指定する。

(使用権の譲渡)

第9条 一般墓地の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が特別の事情によって当該墓地を使用する権利(以下「一般墓地使用権」という。)を譲渡しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による譲渡先は、親族に限るものとする。

3 第1項の規定により許可を受けた場合、譲受人は墓地使用料として、第7条に定める使用料の2分の1の額を納付しなければならない。

(一般墓地使用権の継承)

第10条 一般墓地使用権は、使用者の相続人又は親族であつて祭しを継承する者に限り市長の許可を受け、継承することができる。

(使用の条件)

第11条 一般墓地内の墓碑その他の施設の設置及び維持管理については、次に掲げるとおりとする。

(1) 墓地の目的以外に使用しないこと。

(2) 常に一般墓地内を清掃し、かつ、工作物の補修及び草木のせん定又は除去等を行い美化に務めること。

2 前項に定めるもののほか、市長は墓地の管理上必要な条件を付すことがで

きる。

(代理人の選任)

第12条 使用者が市内に住所を有しなくなったときは、市内に居住する者を代理人と定め、市長に届出るものとする。

2 前項の代理人は、この条例に基づく使用者の義務を全て代行するものとする。

(一般墓地の返還)

第13条 改葬その他の理由により、使用の許可を受けた一般墓地の全部又は一部が不要になったときは、使用者は一般墓地を返還しなければならない。

(使用許可の取消)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般墓地の使用許可を取消することができる。

- (1) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用の許可を受けた日から3年を経過しても何ら使用しないとき又はその者の住所が不明となったとき。

(原状回復の義務)

第15条 一般墓地を返還したとき、使用許可が取消されたとき又は第11条の規定に違反したときは、使用者は自己の負担により速やかに当該一般墓地を原状に回復しなければならない。

(使用料の不還付)

第16条 既に納付された使用料は、還付しない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、改正前の富良野市墓地使用条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

別表 1 (第 3 条関係)

墓地の名称及び位置

墓地名	位置
富良野墓地	富良野市字北扇山 3
山部墓地	富良野市字山部共進
中五区墓地	富良野市字中五区
東山墓地	富良野市字東山光陽
島の下墓地	富良野市字島の下
布礼別墓地	富良野市字西布礼別
麓郷墓地	富良野市字南麓郷共栄
老節布墓地	富良野市字老節布北進

別表 2 (第 7 条関係)

墓地使用料

墓地名	使用料 (3.3平方メートルにつき)					
	1 等地			2 等地	3 等地	等外地
富良野墓地	A 地区		円 4,000	円	円	
	B 地区	19.8 平方 メートル	30,000			無料
		9.9 平方	20,000			

		メートル				
		4.95 平方 メートル	15,000			
	C 地区		45,000			
山部墓地			6,000			〃
中五区墓地			2,000			〃
東山墓地			2,000	1,500		〃
島の下墓地					500	〃
布礼別墓地					500	〃
麓郷墓地					500	〃
老節布墓地					500	〃

備考 等外地とは行路死亡人等全ての無縁者の死体又は死胎を埋葬するところとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは等外地に上記以外の者を埋葬することができる。

別表 3 (第 7 条関係)

合同墓使用料

施設名	使用料
合同墓	1 体あたり 17,000 円